

サービス付き高齢者向け住宅

ゆいま～る拝島

生活支援サービス提供契約書

(自立・2人入居用)

号室

様

株式会社 コミュニティネット

第1条（契約の締結）

- 1 貸主、株式会社コミュニティネット（以下、「甲」という。）及び借主、（以下、「乙」という。）は、以下の条項により、ゆいま〜る拝島（以下、「ハウス」という。）における生活支援サービス提供契約（以下、「本契約」という。）を締結します。本契約において自立、要支援・要介護の区分が変更された場合には、新たな生活支援サービス提供契約書を締結するものとします。なお、本契約はサービス付き高齢者向け住宅 ゆいま〜る拝島終身建物賃貸借契約（以下、「原契約」という。）に付随するものです。

第2条（契約の始期）

- 1 本契約の始期は 年(令和 年) 月 日となります。

第3条（遵守義務）

- 1 甲は、本契約及びその他の規定に基づきハウスの管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに、乙に対する各種サービスを提供します。

第4条（サービス提供内容）

- 1 甲が乙に提供する生活支援サービスには、生活支援サービス費（以下、「サポート費」という。）内で提供する、次に掲げる各種サービス（以下、「サポート」という。）と、乙の希望により有料にて提供するサービス（以下、「有料サービス」という）があります。有料サービスについての詳細は「ゆいま〜る拝島」生活支援サービス提供契約重要事項説明書内に記載の通りとします。なお、有料サービスの費用（以下、「有料サービス費」という。）については、別紙の通り徴収します。

サービス提供内容

基本サービス

① 状況把握サービス

毎日10時までに安否確認を行います。

② 生活相談サービス

日常生活相談における健康、人間関係等の心配事、困りごと等のサポートを行います。

③ 緊急時対応サービス

各住戸部分に設置の緊急通報装置により、通報があった場合迅速に駆けつけ、状況確認を行い、救急車の手配、協力医療機関・家族への連絡等の対応を行います。

生活アシストサービス

① 生活のサポート

フロント、入居時対応、生活全般に関するサポートを行います。

② 食事のサポート

介護保険対象外自宅療養時に1週間、配下膳を行います

③ 健康管理へのサポート

健康・病気への講演会、健康教室を開催し、知識を深めるためのサポートを行います。

④ 治療へのサポート

退院時の付添、入院中の必要な物のお届け、体調不良時（介護保険外自宅療養時）に様子伺いを行います。

⑤ コミュニケーションサポート

学び・趣味・イベント活動支援やサークル活動運営の補助を行います。

⑥ 地域コミュニティサポート

入居者主体によるイベントや地域との交流となるイベントの運営の補助を行います。

第5条 (費用の支払)

- 1 乙は、サービスを受ける対価として、サポート費、1名につき月額金40,600円(税込)
内訳：基本サービス費金11,700円(税込)
生活アシストサービス費金28,900円(税込)
及び有料サービス費を支払うものとします。
- 2 サポート費の支払い方法は、乙が指定する金融機関の口座からの自動引き落としでのお支払いとなります。引き落とし日は、ゆうちょ銀行の場合は毎月28日、その他の金融機関の場合は毎月27日です。(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
又、契約の始期が月の途中である場合は、1ヶ月30日の日割り計算(円未満四捨五入)となります。
- 3 有料サービス費については、当月分を当月末日締め、翌月15日に口座振替連絡書にて請求させていただきます。引き落とし日は前項と同様です。

第6条 (費用の改定)

- 1 甲は、サポート費及び有料サービス費について、毎年12月に見直しを行い、ハウスが所在する地域の消費者物価指数、人件費、又は租税公課に変更があって必要と認めるときは、乙にその理由を明示して、これらを改定することができます。
- 2 前項の費用改定に際しては、甲は事前に「ゆいま〜る拜島」管理規定に定める運営懇談会に諮り、入居者の意見を参考とし、検討した上で実施します。

第7条 (契約の解除)

- 1 甲が原契約を解除した場合、付随する本契約も解除となります。

第8条 (乙からの解約)

- 1 乙が原契約を解約した場合、付随する本契約も解約となります。

第9条 (立入)

- 1 甲は、本契約に基づくサービスを提供するために特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、乙の住戸内に立ち入ることができるものとします。
また、甲は安否確認・コール対応時に緊急と判断される場合は、乙の許可がなくとも住戸に立ち入ることができるものとします。

第10条 (苦情処理)

- 1 乙は、甲が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 甲は、前項による苦情受付の手続き等について管理規定等で定め、乙からの苦情等の適切な解決に努めます。
- 3 甲は、乙からの苦情申し立てに対応する責任者をあらかじめ定め、乙からの苦情申し立てに迅速かつ誠実に対応するものとします。
甲は、乙が苦情申し立て等を行ったことを理由に何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第11条（賠償責任）

- 1 本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一事故が発生し乙の生命・身体・財産に損害が発生し、または発生のおそれが生じた場合、甲は直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに乙に生じた損害を賠償します。但し、不可抗力による場合はこの限りでなく、乙側に故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減じもしくは賠償しない場合があります。
- 2 甲は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置等について記録します。

第12条（秘密保持）

- 1 甲は、業務上で知り得た乙及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。但し、乙の生命身体等に危険がある時など正当な理由がある場合又は乙の事前の同意がある場合はその限りではありません。

第13条（連帯保証）

- 1 保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。
- 2 前項の保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 保証人が負担する債務の元本は、乙又は保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 保証人の請求があったときは、甲は、保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第14条（協議）

- 1 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第15条（契約対象）

- 1 本契約は、生活支援サービス提供に関する契約であり、原契約は別途契約するものとします。

第16条（重要事項説明確認）

- 1 契約の締結にあたり、甲は乙に対し、別途作成する生活支援サービス提供契約重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第17条（合意管轄）

- 1 本契約に関する紛争が生じた場合は、甲の本店所在地の地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることについて、甲及び乙は合意します。

以上、本契約を締結したことを証するため、本書を2通作成し、甲及び乙、乙の保証人（署名）押印の上、各自その1通を保有します。

契約締結日
年（令和 年） 月 日

甲 住所 東京都多摩市中沢二丁目5番3号
法人名 株式会社コミュニティネット
代表者 代表取締役 有川 志津雄 印

乙 住所
氏名 印
電話番号

保証人 住所
氏名 印
電話番号

極度額 月額サポート費の24ヶ月分

介護サービス等一覧表（自立者、要支援者、要介護者 共通）

介護サービス等内容	サービス提供者	料金の有無			
		自立	要支援	要介護	有料サービス(消費税込)
基本サービス					
○状況把握					
毎日午前10時までに安否確認	ハウススタッフ	基本サービス費に含む	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	-
○生活相談	ハウススタッフ	基本サービス費に含む	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	-
○緊急時対応サービス	ハウススタッフ	基本サービス費に含む	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	-
○ケアプラン策定	ハウススタッフ	-	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	-
生活アシストサービス					
○生活のサポート					
・フロントサービス	ハウススタッフ	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	-
・入居前・入居後	ハウススタッフ	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	-
・日常生活のサポート	ハウススタッフ	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	-
・外部業者の取次ぎ	ハウススタッフ	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	-
・安全管理	ハウススタッフ	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	-
・葬儀業者手配	ハウススタッフ	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	-
・コピー、FAX	ハウススタッフ				白黒10円 カラー55円 FAX送信110円受信10円
・代行・同行(介護保険対象外)	ハウススタッフ				1,100円/30分
・家事(介護保険対象外)	外部委託事業者				2,750円/1時間
・家事援助(自宅療養時 介護保険対象外)	ハウススタッフ				550円/15分
・身体援助(自宅療養時 介護保険対象外)	ハウススタッフ				660円/15分
・随時対応 A					
ケアプランに位置付けた回数を超える場合	ハウススタッフ	-			660円/15分
の身体介護(排泄、居室と食堂の移動)					
・随時対応 B					
ケアプランに位置付けた回数を超える場合	ハウススタッフ	-			22,000円/月
の身体介護(排泄、居室と食堂の移動)					
・ゴミ出し	ハウススタッフ				55円/1回
・排泄介助(介護保険対象時)	外部委託事業者	-	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	-
・入浴介助等(介護保険対象時)	外部委託事業者	-	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	-
・身辺介助(介護保険対象時)	外部委託事業者	-	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	-
・家事援助(介護保険対象時)	外部委託事業者	-	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	-
・買い物代行(介護保険対象時・通常利用区域)	外部委託事業者	-	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	-
○食事のサポート					
・配下膳(自宅療養時1週間以内・介護保険対象外)	ハウススタッフ	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	生活アシストサービス費に含む	-
・配下膳(自宅療養時1週間超・介護保険対象外)	ハウススタッフ				110円/1回
・配膳・下膳(介護保険対象時)	外部委託事業者	-	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担	-
・食事	㈱コミュニティネット				別紙記載
・特別食(形態別食)	㈱コミュニティネット				2,050円/3食

